

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

六条	
〃	
平成二十七年 度	平成二十八年 度

を

二、一〇〇円	六条
二、一〇〇円	〃
	平成二十七年 度

二、一〇〇円
に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。